

## 埼玉県養豚経営安定対策事業補助金交付要綱

平成 22 年 8 月 16 日決 裁  
平成 23 年 8 月 15 日一部改正  
平成 27 年 5 月 28 日一部改正  
平成 28 年 6 月 3 日一部改正  
平成 30 年 6 月 28 日一部改正  
平成 31 年 1 月 4 日一部改正  
令和 3 年 3 月 22 日一部改正  
令和 4 年 10 月 1 日一部改正

(主旨)

### 第 1 条

県は、豚枝肉卸売価格の低落時における養豚事業者の経営維持を図るため、埼玉県養豚経営安定対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

### 第 2 条

この要綱において、「積立金」及び「養豚事業者」とは、実施要領による「積立金」及び「養豚事業者」をいう。

(補助対象経費)

### 第 3 条

補助の対象となる経費は、養豚事業者が、経営安定の取組として豚枝肉卸売価格の下落時に補てん金の交付を受けるために積立金に拠出する生産者負担金に対し、事業実施主体が、養豚事業者の負担軽減を図る目的で肉豚経営安定交付金交

付要綱（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 農畜機第 5 2 4 1 号）第 4 の 3（以下「要綱」という。）に基づき、積立金にその他負担金を拠出するために要する経費とする。

（補助額）

#### 第 4 条

前条の経費に対する補助額は、6 分の 1 以内において知事の定める額とする。

（補助金の交付申請）

#### 第 5 条

規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、別紙様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、別に知事が定めるものとする。

（添付書類の省略）

#### 第 6 条

規則第 4 条第 2 項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知）

#### 第 7 条

規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第 2 号のとおりとする。

（補助金の変更承認申請）

#### 第 8 条

事業実施主体は、前条により交付決定の通知を受けた後、交付決定額の変更を行おうとする場合には、別紙様式第 3 号により知事の承認を受けるものとする。なお、この場合には第 7 条の規定を準用する。

（変更交付決定通知）

#### 第 9 条

前条の申請に基づく変更交付決定通知書の様式は、別紙様式第 4 号のとおりと

する。

(概算払い)

#### 第 10 条

知事は、養豚経営安定対策事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

事業実施主体は、補助金の概算払を請求する場合には、別紙様式第 5 号によるものとする。

(状況報告)

#### 第 11 条

事業実施主体は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

#### 第 12 条

規則第 13 条の実績報告書の様式は、別紙様式第 6 号のとおりとする。

(実績報告の提出期限)

#### 第 13 条

前条による実績報告書の提出期限は、事業の終了（補助事業の廃止又は中止の場合を含む）から 20 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

#### 第 14 条

規則第 14 条の補助金の額の確定通知書の様式は、別紙様式第 7 号とする。

(補助金の返還)

#### 第 15 条

要綱第 4 の 3 で定める事業実施期間の終了後、資金に残額が生じ要綱第 4 の 2

の（４）のイの（ウ）に基づき返還された場合には、速やかに県に返還するものとする。

（帳簿等の整備保管等）

#### 第 16 条

事業実施主体は、補助事業に係る経理を他の勘定と区分し適正に執行するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管しなければならない。

また、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

（暴力団排除に関する誓約）

#### 第 17 条

事業実施主体は、別紙様式第 8 号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### 附 則

この要綱は平成 22 年 8 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

2 肉豚生産安定対策事業補助金交付要綱は廃止する。

#### 附 則

この要綱は平成 23 年 8 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 13 日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、平成 27 年 5 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 3 日から施行し、平成 28 年 6 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 28 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 4 日から施行し、平成 30 年 12 月 30 日から適用する。

なお、本改正前に独立行政法人農畜産業振興機構の養豚経営安定対策事業実施要綱(平成 30 年 3 月 26 日付け 2 9 農畜機第 6 8 4 7 号)に基づく本事業の事業実施計画の承認を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行し、令和 3 年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

なお、改正前の要綱に基づき補助金の交付を受けた者については、改正前の規定は、その効力を有する。

年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

住 所  
名 称  
代 表 者

下記により 年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的

3 事業の計画（又は実績）及び経費の配分

（1） 事業計画（実績）及び経費の配分

区 分	契約 戸数 (戸)	契約 頭数 (頭)	生産者負担金 (円/頭)		内 訳 (円)		
				内その他負担金 (円)	自己資金	その他	計
養豚資金							

(2) 生産者別契約頭数

生産者名	四半期毎出荷実績 (頭) ※				年度計 (頭)
	第1	第2	第3	第4	

※ 実績報告において、生産者積立金の対象となった頭数の四半期毎内訳を記載すること。

4 収支予算 (収支精算)

(1) 収入の部

区 分	予算額 (又は精算額) (円)	前年度予算額 (又は本年度予算 額) (円)	差引増減 (円)		備 考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

区 分	予算額 (又は精算額) (円)	前年度予算額 (又は本年度予算 額) (円)	差引増減 (円)		備 考
			増	減	
計					

5 事業完了予定 (又は完了) 年月日

年 月 日

別紙様式第2号（第7条関係）

年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県養豚経営安定対策事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
  - (1) 次の場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
    - ア 事業の中止、又は廃止
    - イ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

別紙様式第3号（第8条関係）

年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代 表 者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、埼玉県養豚経営安定対策事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 円
- 2 変更する理由
- 3 事業の計画及び経費の配分  
（別紙様式第1号の記の3に準じて記載すること。なお、変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）
- 4 収支予算（収支精算）  
（別紙様式第1号の記の4に準じて記載すること。なお、変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）
- 5 補助事業の完了予定年月日  
年 月 日

別紙様式第4号（第9条関係）

年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金変更交付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった埼玉県養豚経営安定対策事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
  - (1) 次の場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
    - ア 事業の中止、又は廃止
    - イ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

別紙様式第5号（第10条関係）

年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代 表 者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、  
下記のとおり概算払いにより支払われたく、埼玉県養豚経営安定対策事業補助金  
交付要綱第10条の規定に基づき請求します。

記

- |   |        |    |
|---|--------|----|
| 1 | 概算払請求額 | 円  |
| 2 | 差引残額   | 円  |
|   | （交付決定額 | 円） |

別紙様式第6号（第12条関係）

年度埼玉県養豚経営安定対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所  
名 称  
代 表 者

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をうけた養豚経営安定対策事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業の成果
- 3 事業の実績及び経費の配分

（別紙様式第1号の記の3に準じて記載すること。なお、計画から変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）

- 4 収支精算

（別紙様式第1号の記の4に準じて記載すること。なお、計画からの変更があった部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。）

- 5 補助事業の完了年月日

年 月 日

年度埼玉県養豚経営安定対策事業補助金交付確定通知書

番 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした埼玉県養豚経営安定対策事業補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

1 交付確定金額 円

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ―― 以下(5)(6)の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要に応じ記載する ―――
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：